

**「救命いかだ等の搭載を要しない方法」
の申告書作成ツール
～操作手順書～**

本資料は「救命いかだ等の搭載を要しない方法」の申告書作成ツールの操作手順を記載した資料になります。

申告書作成ツールの操作方法でご不明な点があれば、まずは本資料をご確認いただければと思います。

令和7年3月28日

目次

本ツールについて	1
ダウンロード方法	2
操作方法（表紙シートの確認）	4
操作方法（基礎情報シートの入力）	5
操作方法（水温①シート、水温②シート、水温③シートの入力）	9
操作方法（申告書シートの確認）	16
（参考1）申告書に記載される申告内容	20
（参考2）4隻以上の伴走船・2隻以上の救助船の記入様式	29
（参考3）2か所以上の母港の記入様式	29
（補記）特例②実行時にツールが動作しない場合	30
お問い合わせ先	33

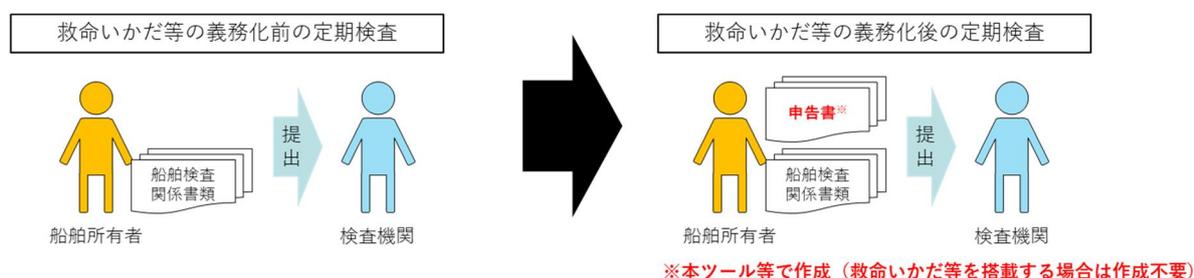
本ツールについて

「救命いかだ等の搭載を要しない方法」の申告書作成ツール（以下「本ツール」という。）は、救命いかだ等の義務化¹に対して必要な措置のうち「救命いかだ等の搭載を要しない方法」を実施する際に必要となる申告書の作成を補助するツールです。

「救命いかだ等の搭載を要しない方法」には5つの方法があり、救命いかだ等を搭載せずにこれらの方法を適用する場合、救命いかだ等の義務化の適用日以降、最初に迎える定期検査の際、検査機関に対し従前の船舶検査に関する書類に加えて申告書を提出いただく必要があります。申告書は本ツールでの作成が必須ではありませんが、船舶所有者様の負担を軽減することを目的に作成したツールになりますので、積極的に活用していただければと思います。

なお、本ツールは想定されるおおよその船舶の態様に対応できるよう設計しておりますが、場合によっては本ツールで対応できない場合がございます。その場合は検査機関にご相談頂ければと思います。

また、本ツールは申告書の作成を補助する目的で作成されており、本ツールで作成した申告書であっても誤入力等により検査が通らない場合があります。



¹ 救命いかだ等の義務化の内容（救命いかだ等の搭載を要しない方法）については、国土交通省HPをご確認ください。

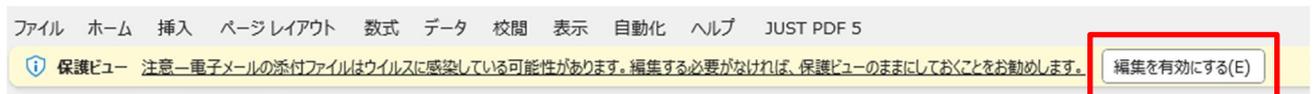
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

ダウンロード方法

本ツールは国土交通省 HP²からダウンロードできます。ダウンロードしたものを自身のパソコンのデスクトップ等に保存してから、本ツールを使用してください。

また、本ツールを使用する際、ポップアップが表示された場合は、以下の対応をお願いします。

① 保護ビューに関するポップアップが表示される場合



(対応方法)

「編集を有効にする」(赤枠部分)をクリックしてください。

② セキュリティリスクに関するポップアップが表示される場合



(対応方法)

本ツールを閉じていただき、本ツールのアイコンの上で右クリックし、表示されたメニューの中からプロパティをクリックしてください。クリックすると、プロパティのメニューが表示されます。全般タブでセキュリティの部分(赤枠部分)の「許可する」にチェックを入れて、OKを押してください。



² https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

③ 2ページの対応をしても以下のようにマクロのエラーが発生する場合

※特例②実行時に、以下のようなマクロ使用不可のポップアップが表示される場合があります。



(対応方法)

30ページの「(補記) 特例②実行時にツールが動作しない場合」を行ってください。

操作方法（表紙シートの確認）

本ツールを開くと表紙シートが表示されます。救命いかだ等の義務化の概要や、本ツールの目的、使用方法が記載されていますので、ご確認ください。なお、義務化の詳細は国土交通省 HP、使用方法の詳細は本資料をご確認ください。

救命いかだ等の義務化や本ツールの目的等をご確認いただきましたら、右下のボタンをクリックしてください。基礎情報シートに画面が移動します。

(操作イメージ)

■本ツールについて

- 本ツールの目的
本ツールは、義務化に対して必要な措置のうち「救命いかだ等の搭載を要しない方法」を実施する際に必要となる申告書の作成を補助するツールです。申告書はこのツールでの作成が必須ではありませんが、船舶所有者様の負担を軽減することを目的に作成したツールになりますので、積極的に活用ください。
なお、このツールは想定されるおおよその船舶の艦様に対応できるよう設計しておりますが、場合によってはこのツールで対応できない場合がございます。その場合は検査機関にご相談ください。
また、申告内容の相談は、最寄りの検査機関までお問合せください。
なお、本ツールは申告書の作成補助を目的としたものですので、本ツールで作成した申告書であっても誤入力等により修正を求められる場合があります。
- 本ツールの使用方法
右下のボタンを押して頂くとツールの入力画面に移動します。入力画面に必要な情報を入力してください。
入力方法に不明な点がございましたら、操作手順書を別途用意しているので、そちらをご確認ください。
入力が完了し確定ボタンを押して頂くと申告書の出力画面に移動しますので、その画面を印刷し検査機関にご提出ください。



義務化の内容や本ツールの目的等について理解したので、入力に進む

クリック

操作方法（基礎情報シートの入力）

1. 【船舶所有者情報】欄の入力

- ① 船舶検査証書に記載されている船舶所有者の氏名又は名称を入力してください。
- ② ご自身の住所を入力してください。
- ③ ご自身の自宅や携帯の電話番号を入力してください。

(操作イメージ)

■船舶所有者情報

- 船舶検査証書に記載の船舶所有者氏名又は名称
①
- 現住所（住居）
②
- 電話番号（自宅 or 携帯）
③ - -

2. 【A 本船（申告する者が所有する船舶）の基本情報】欄の入力

- ① 本船の船舶検査証書の「船種及び船名」の欄の情報を入力してください。
- ② 本船の船舶検査証書の「船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号」の欄の情報を入力してください。
- ③ 本船の船舶検査証書の「航行区域又は従業制限」の欄の情報に基づき、航行区域を選択してください。
- ④ 本船の船舶検査証書の「最大とう載人員」の欄に記載されている旅客、船員、その他の乗船者を該当する欄に入力してください。また、「平水区域」と「平水区域を超える場合」の2つが記載されている船舶は、その両方を入力してください。入力完了すると、合計の人数が自動計算されます³。
- ⑤ 本船が、水密全通甲板を有する船舶や不沈構造及び安定性を有する船舶に該当する場合は、チェックボックスを押してください（押すと☑になります。）⁴。
（重要）水密全通甲板を有する船舶や不沈構造及び安定性を有する船舶に該当するかは、建造した造船所にお尋ねください。建造した造船所がどこにあるのか不明な場合は、検査機関にお問い合わせください。

(操作イメージ)

A 本船(申告する者が所有する船舶)の基本情報

● 船名

① 船名を入力してください

● 船舶番号

② XXX - XXXXX ※ 船舶番号が6桁の船舶の場合は後者の枠に記載ください

● 航行区域

③ 選択してください

● 最大とう載人員 (平水区域の場合)

④ 旅客 12以下は入力不可 0
 船員 0
 その他の乗船者 0
 計 0 ※ 旅客+船員+その他の乗船員

● 最大とう載人員 (沿海区域の場合)

④ 旅客 12以下は入力不可 0
 船員 0
 その他の乗船者 0
 計 0 ※ 旅客+船員+その他の乗船員

● 該当する船舶構造

⑤ 水密全通甲板を有する船舶
 不沈性及び安定性を有する船舶

(③の選択方法) ※選択して入力する他の部分も同じ操作になります。

● 航行区域

選択してください (a) クリック

(b) (a)の後に選択肢が表示

³ 令和8年3月31日までの間は、旅客に12未満の数字を入力出来ません。

⁴ 「特例⑤ 母港から5海里以内の航行」の情報が入力されている場合（特例⑤を選択している場合）は、チェックボックスを押すことはできません。

4. 【C 適用する「救命いかだ等の搭載を要しない方法」の選択】欄の入力

- ① 水温①、水温②、水温③ごとに適用する「救命いかだ等の搭載を要しない方法」のチェックボックスを押してください。複数の方法(特例)を組み合わせる場合は、組み合わせる方法全てのチェックボックスを押してください。
(重要) ここで選択した方法に応じて、申告書に記載される内容が変化します。選択に応じた申告書の記載内容は20ページをご確認ください。日付が「該当期間なし」の場合、本ページ(8ページ)の①の操作は出来ず、特例①に自動でチェックが入り、申告書では「-」が表示されます。「-」は申告する内容がないことを意味しています。
- ② (7ページの③で水温①「航行する」を選択した場合)「水温①に進む」を押してください。水温①シートに移動します(水温①シートの入力方法は9ページから15ページをご確認ください。)
- ③ (7ページの③で水温②「航行する」を選択した場合)「水温②に進む」を押してください。水温②シートに移動します(水温②シートの入力方法は9ページから15ページをご確認ください。)
- ④ (7ページの③で水温③「航行する」を選択した場合)「水温③に進む」を押してください。水温③シートに移動します(水温③シートの入力方法は9ページから15ページをご確認ください。)
- ⑤ 水温①、水温②、水温③のうち、必要なシートに入力が完了したら、「確定」を押してください。申告書シートに移動します(申告書シートの入力方法は16ページをご確認ください。)

(操作イメージ) ※水域番号 135、136 を選択した場合のイメージです。

● 適用する「救命いかだ等の搭載を要しない方法」
 それぞれの時期ごとに適用する「救命いかだ等の搭載を要しない方法」を選択してください。
 (複数の方法を組み合わせる場合は、組み合わせる方法全てを選択してください。)

	水温①	水温②	水温③
	2/1~4/14	12/5~1/31、4/15~5/29	10/9~12/4、5/30~7/11
特例① 一定の水温を下回る時期に航行しない	① <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
特例② 伴走船と共に航行する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特例③ 救助船を配備する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特例④ 船内に浸水しない構造を有する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特例⑤ 母港から5海里を超えて航行しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

水温①に進む ② 水温②に進む ③ 水温③に進む ④ 確定 ⑤

(注意) 適用する「救命いかだ等の搭載を要しない方法」を選択する際の注意点

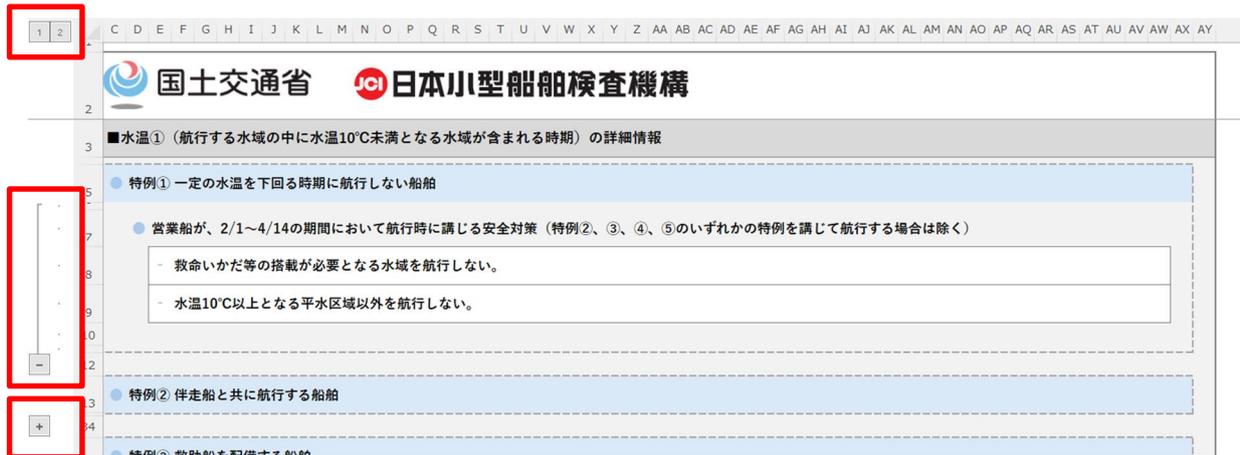
- ・ 7ページの③で「航行しない」を選択した場合、本ページ(8ページ)の①の操作は出来ません。特例①に自動でチェックが入り、申告書には20ページのNo.1の申告内容が表示されます。
- ・ 6ページの⑤でチェックを入れていない船舶は、特例④を選択できません。
- ・ 特例④と特例⑤はいずれか片方しか選択できません。

操作方法（水温①シート、水温②シート、水温③シートの入力）

水温①シート、水温②シート、水温③シートを操作する際の注意点

水温①シート、水温②シート、水温③シートは、8ページの①で選択した方法に応じて、表示される内容が変わります。

そのため、**赤枠で囲われた部分はクリックしないでください**。クリックすると入力不要の内容が表示され、誤った申告書が作成されます。



1. 【特例① 一定の水温を下回る時期に航行しない船舶】欄の入力

(注意) 水温①シート、水温②シート、水温③シートで入力方法は共通です。
 また、8ページの①で特例①にチェックを入れていない場合、この欄は表示されません。
 この欄が表示されていない場合は次のページに進んでください。

① 該当する選択肢のチェックボックスを押してください。なお、複数の方法を選択する場合に当たっては、特例②や特例③、特例④、特例⑤を講じない場合にどうするかを選んでください。

(重要) 平水区域に該当するエリアは、日本小型船舶検査機構（JCI）のHPから確認することができます。

<https://jci.go.jp/areamap/heisuiengan.html>

(参考) それぞれの選択肢のイメージ

選択肢 1：水温 20°C未満となる時期（水密全通甲板（又は不沈性及び安定性）を有する船舶にあっては水温 15°C未満となる時期）は、航行しない。
 選択肢 2：水温 20°C未満となる時期（水密全通甲板（又は不沈性及び安定性）を有する船舶にあっては水温 15°C未満となる時期）は、水温 10°C以上となる平水区域以外を航行しない。

選択肢 1 のイメージ

右図赤枠部分の水温

⇒ 1/30～3/8の間（20°C未満の時期）は、地図上の赤枠の水域を運航しない。

選択肢 2 のイメージ

右図赤枠部分の水温

平水区域（斜線部分）

⇒ 11/3～6/14の間（10°C以上20°C未満の時期）は、地図上の赤枠の水域のうち平水区域のみ航行する。

(操作イメージ) ※水域番号 135、136 を選択した水温①シートのイメージ

● 特例① 一定の水温を下回る時期に航行しない船舶

● 営業船が、2/1～4/14の期間において航行時に講じる安全対策（特例②、③、④、⑤のいずれかの特例を講じて航行する場合は除く）

① 救命いかた等の搭載が必要となる水域を航行しない。

水温10°C以上となる平水区域以外を航行しない。

2. 【特例② 必ず航行時に伴走船を伴う船舶】欄の入力

(注意) 水温①シート、水温②シート、水温③シートで入力方法は共通です。
 また、8 ページの①で特例②にチェックを入れていない場合、この欄は表示されません。
 この欄が表示されていない場合は次のページに進んでください。

① 遵守事項を確認し、同意する場合にはチェックボックスを押してください。チェックボックスを押さずに別の画面に移動すると警告文が表示されます。

(重要) 遵守事項に同意できない場合は、特例②を適用できません。また、船舶検査後に遵守事項を守らず航行していたことが発覚した場合は行政指導となるおそれがあります。

② 伴走船の船名、船舶番号、認定番号、搭載可能人員の情報を入力してください。これらの情報は認定書⁶に記載されています。

(参考) 一度の航海で船団を構成できるのは4隻(本船と伴走船3隻の計4隻)までですが、例えば、曜日別に別の船団を構成する場合などは、それらの船舶を予め伴走船として登録することで特例②の適用が可能です。4隻以上の船舶を伴走船として登録する場合は、29ページの「4隻以上の伴走船・2隻以上の救助船の記入様式」に船舶の情報を入力し、船舶検査の際に申告書と一緒に提出してください。

(操作イメージ) ※水域番号 135、136 を選択した水温①シートのイメージ

● 特例② 伴走船と共に航行する船舶

● 宮業船が、2/1~4/14の期間において伴走船を伴い航行する際の遵守事項

【遵守事項】

宮業船(小型丸、船舶番号230-26247)は、海域135,136(沿海区域)を航行する際、別表(伴走船)に掲げる船舶(以下「伴走船」という。)と共に航行する。

宮業船の船舶所有者の責任において、伴走船には下記の事項を遵守させる。

- ・3隻以内の伴走船と共に航行すること
- ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、宮業船の搭載人員分を搭載(救助)できるようにすること
- ・伴走船が、出航から帰港まで宮業船を常に視認でき、かつ、万一乗客が水中待機した場合であっても早急に救助できる位置を航行すること
- ・伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること
(なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航前にその旨を説明し理解を得ること)

① 上記の全ての遵守事項に同意します。

● 別表(伴走船)

	宮業船			伴走船A			伴走船B			伴走船C		
船舶番号	230	-	26247	XXX	-	XXXXX	XXX	-	XXXXX	XXX	-	XXXXX
認定番号	-			認定番号を入力してください			認定番号を入力してください			認定番号を入力してください		
搭載可能人員 <small>(最大搭載人員+要救助者用別認定員)</small>	13人			人			人			人		

※4隻以上の船舶を伴走船として申告する場合、操作手順書の11ページを確認してください。

⁶ 伴走船となる船舶は申告書の作成前に認定書を取得する必要があります(認定書を取得していない船舶は伴走船になれません。)

3. 【特例③ 救助船を配備している船舶】欄の入力

(注意) 水温①シート、水温②シート、水温③シートで入力方法は共通です。
 また、8 ページの①で特例③にチェックを入れていない場合、この欄は表示されません。
 この欄が表示されていない場合は次のページに進んでください。

① 遵守事項を確認し、同意する場合にはチェックボックスを押してください。チェックボックスを押さずに別の画面に移動すると警告文が表示されます。

(重要) 遵守事項に同意できない場合は、特例③を適用できません。また、船舶検査後に遵守事項を守らず航行していたことが発覚した場合は行政指導となるおそれがあります。

② 救助船の船名、船舶番号、認定番号、搭載可能人員の情報を入力してください。これらの情報は認定書⁷に記載されています。

(参考) 例えば、曜日別に別の船舶を救助船として配備する場合などは、それらの船舶を予め救助船として登録することが特例③の適用が可能です。2隻以上の船舶を救助船として登録する場合は、29 ページの「4 隻以上の伴走船・2 隻以上の救助船の記入様式」に船舶の情報を入力し、船舶検査の際に申告書と一緒に提出してください。

(操作イメージ) ※水域番号 135、136 を選択した水温①シートのイメージ

● 特例③ 救助船を配備する船舶

● 営業船が、2/1~4/14の期間において航行時に配備する救助船の遵守事項

～遵守事項～

営業船（小型丸、船舶番号230-26247）は、海域135.136（沿海区域）を航行する際、別表（救助船）に掲げる船舶（以下「救助船」という。）を配備する。

この場合、営業船及び救助船の船員、旅客及びその他乗船者を含め搭載可能となる人数は別表に従った人数とし、営業船の船舶所有者の責任において、救助船には下記の事項を遵守させる。

- ・ 営業船の航路が、救助船の航行区域内であること
- ・ 救助船は、営業船が航行する間、営業船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機していること
- ・ 救助船には、救助時に旅客の搭載しないこと
- ・ 救助船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること

① 上記の全ての遵守事項に同意します。

● 別表（救助船）

救助船	
船名	船名を入力してください
船舶番号	XXX - XXXXXX
救助船の係留場所	係留場所を入力してください
認定番号	認定番号を入力してください
搭載可能人員 <small>（最大搭載人員+要救助者用別枠定員）</small>	人

②

※ 2 隻以上の船舶を救助船として申告する場合、操作手順書の12ページを確認してください。

⁷ 救助船となる船舶は申告書の作成前に認定書を取得する必要があります（認定書を取得していない船舶は救助船になれません。）。

4. 【特例④ 船内に浸水しないように措置された船舶】欄の入力

(注意) 水温①シート、水温②シート、水温③シートで入力方法は共通です。
また、8ページの①で特例④にチェックを入れていない場合、この欄は表示されません。
この欄が表示されていない場合は次のページに進んでください。

当該欄のチェックボックスは、6ページの⑤にチェックが入ると自動でチェックが入ります。そのため、このシートでの入力作業は不要です。

また、特例④は水温 15°C以上 20°C未満の水域を航行する場合に限定して適用可能です。そのため、水温①シート、水温②シートでは、水温 10°C未満、水温 15°C未満の水域を航行する場合の方法を追加で選択する必要があります。追加で選択する操作方法は8ページの①をご確認ください。追加で選択しない場合、27ページのNo.20が申告書に自動で出力されます。

(操作イメージ) ※水域番号 135、136 を選択した水温①シートのイメージ

● 特例④ 船内に浸水しないように措置された船舶		※水温15°C以上20°C未満の水域を航行する場合に限定して適用可能
● 船舶構造		
<input type="checkbox"/> 営業船は水密全通甲板（又は不沈性及び安定性）を有する船舶である。		
※特例④のみを選択した場合、水温10°C未満や水温15°C未満の水域を航行する場合の申告が不足しています。 この場合、水温10°C未満や水温15°C未満の水域を航行する場合は特例①（救命いかだ等の搭載が必要な水域を航行しないこと）が申告書に自動で出力されます。		

5. 【特例⑤ 母港から5海里を超えて航行しない船舶】欄の入力

(注意) 水温①シート、水温②シート、水温③シートで入力方法は共通です。
また、8ページの①で特例⑤にチェックを入れていない場合、この欄は表示されません。
この欄が表示されていない場合は次のページに進んでください。

- ① 母港がある住所の都道府県を選択してください。
- ② 母港がある住所の市区町村を選択してください。万が一、該当する市区町村が存在しない場合は選択不要です。
- ③ 母港の名称を記入してください。母港の名称を記入せずに別の画面に移動すると警告文が表示されます。そのまま、申告書を出力すると誤った申告書が作成されますので、ご注意ください。

また、特例⑤は水温15°C以上20°C未満の水域を航行する場合に限定して適用可能です。そのため、水温①シート、水温②シートでは、水温10°C未満、水温15°C未満の水域を航行する場合の方法を追加で選択する必要があります。追加で選択する操作方は8ページの①をご確認ください。追加で選択しない場合、24ページのNo.13が申告書に自動で出力されます。

(参考) 例えば、2か所以上の発着場を母港とする場合などは、それら母港をあらかじめ登録して特例⑤を適用することが可能です。(旅客を搭載して2つの母港間を航行することはできません。) 2か所以上の母港を登録する場合は、29ページの「2か所以上の母港の記入様式」に母港の情報を記入し、船舶検査の際に申告書と一緒に提出してください。

(操作イメージ) ※水域番号135、136を選択した水温①シートのイメージ

● 特例⑤ 母港から5海里を超えて航行しない船舶 ※水温15°C以上20°C未満の水域を航行する場合に限定して適用可能

● 母港のある都道府県名

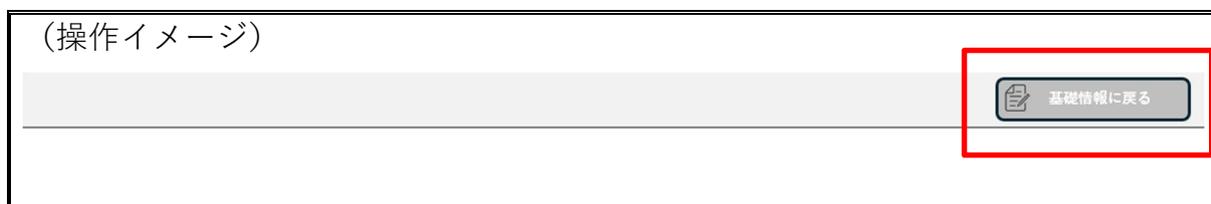
都道府県 ①	市区町村 ※リストにない場合、省略可 ②
<input type="text" value="選択してください"/>	<input type="text" value="選択してください"/>

営業船の母港 ③

※2か所以上の母港を設定する場合、操作手順書の14ページを確認してください。
※特例⑤のみを選択した場合、水温10°C未満や水温15°C未満の水域を航行する場合の申告が不足しています。
この場合、水温10°C未満や水温15°C未満の水域を航行する場合は特例①(救命いかだ等の搭載が必要な水域を航行しないこと)が申告書に自動で出力されます。

6. 入力が完了したら

右下の「基礎情報に戻る」を押してください。基礎情報シートに移動します。基礎情報シートの操作方法は8ページをご確認ください。



操作方法（申告書シートの確認）

- ① 申告書シートに移動すると、これまでに入力した情報が申告書の形で表示されます。入力した情報に誤りがないか再度ご確認ください。
- ② 確認して問題ない場合は、本シートを印刷し、船舶検査の際に検査機関に提出してください。その際、**一部の項目（緑枠部分）は手書き入力が必要**です。
- ③ **修正する場合は、該当ページに戻って入力した情報を修正してください。**
申告書シートから直接修正することはできません。

申告書のイメージ（1）

位置保持型座席式救命いかだ等の搭載を要しない方法を利用するための申告書

— 船 —

提出日 西暦 年 月 日

住所 例) 東京都千代田区九段北4-1-3 飛栄九段北ビル5階

船舶所有者 所有者氏名又は名称を入力してください
氏名又は名称 ださい

電話番号 XXX-XXXX-XXXX

救命設備規則第57条第3項、第58条第1項、第69条第2項又は第69条の2第1項（総トン数20トン未満の小型船舶にあっては小型船舶安全規則第58条第3項）に規定する水温その他航海の状態を次のとおり申告します。

なお、本申告書の記載事項に変更が生じた場合は、最寄りの検査機関に改めて本様式により申告書を提出します。

1 所有者の船舶情報（本船）

船名	船名を入力してください		
船舶番号	XXX-XXXX		
航行区域	<input type="checkbox"/> 平水区域 <input type="checkbox"/> 沿海区域		
最大搭載人員	計 人		
	(内訳)	乗客	船員
船内に浸水しない構造の要件	<input type="checkbox"/> 水密全通甲板を有する船舶 <input type="checkbox"/> 不沈性及び安定性を有する船舶		

2 申告する航海の様相

水温①（航行する水域に水温10℃未満となる水域が含まれる時期）
該当期間なし

<input type="checkbox"/>	特例①	一定の水温を下回る時期に航行しない
<input type="checkbox"/>	特例②	伴走船と共に航行する
<input type="checkbox"/>	特例③	救助船を配備する
<input type="checkbox"/>	特例④	船内に浸水しない構造を有する
<input type="checkbox"/>	特例⑤	母港から5海里を超えて航行しない

水温②（航行する水域に水温10℃以上15℃未満となる水域が含まれる時期）
該当期間なし

<input type="checkbox"/>	特例①	一定の水温を下回る時期に航行しない
<input type="checkbox"/>	特例②	伴走船と共に航行する
<input type="checkbox"/>	特例③	救助船を配備する
<input type="checkbox"/>	特例④	船内に浸水しない構造を有する
<input type="checkbox"/>	特例⑤	母港から5海里を超えて航行しない

水温③（航行する水域に水温15℃以上20℃未満となる水域が含まれる時期）
該当期間なし

<input type="checkbox"/>	特例①	一定の水温を下回る時期に航行しない
<input type="checkbox"/>	特例②	伴走船と共に航行する
<input type="checkbox"/>	特例③	救助船を配備する
<input type="checkbox"/>	特例④	船内に浸水しない構造を有する
<input type="checkbox"/>	特例⑤	母港から5海里を超えて航行しない

1/4

修正する場合は、基礎情報シートに移動し、入力情報を修正してください。
※入力方法は5ページをご確認ください。

修正する場合は、基礎情報シートに移動し、入力情報を修正してください。
※入力方法は6ページをご確認ください。

修正する場合は、基礎情報シートに移動し、入力情報を修正してください。
※入力方法は7ページ、8ページをご確認ください。

申告書のイメージ (2)

3 船舶の航行区域の水温その他航海の様相 (具体的な内容)

水温① (航行する水域に水温10°C未満となる水域が含まれる時期)
該当期間なし

水温② (航行する水域に水温10°C以上15°C未満となる水域が含まれる時期)
該当期間なし

水温③ (航行する水域に水温15°C以上20°C未満となる水域が含まれる時期)
該当期間なし

2/4

修正する場合は、水温①シート、水温②シート、水温③シートに移動し、入力情報を修正してください。
※入力方法は9ページ～15ページをご確認ください。

申告書のイメージ (3)

別表 (伴走船 水温①)

1 本船に搭載している伴走船との通信手段

通信設備の名称及び型式	
-------------	--

2 伴走船の船名、船舶番号、認定番号等

	伴走船A	伴走船B	伴走船C
船名	船名を入力してください	船名を入力してください	船名を入力してください
船舶番号	XXX-XXXXX	XXX-XXXXX	XXX-XXXXX
認定番号	認定番号を入力してください	認定番号を入力してください	認定番号を入力してください
搭載可能人員 (最大搭載人員+要救助者用別枠定員)	人	人	人

伴走船の船舶所有者の記名欄 (伴走船の船舶所有者が本船の船舶所有者と異なる場合)

伴走船Aの船舶所有者	
伴走船Bの船舶所有者	
伴走船Cの船舶所有者	

別表 (伴走船 水温②)

1 本船に搭載している伴走船との通信手段

通信設備の名称及び型式	
-------------	--

2 伴走船の船名、船舶番号、認定番号等

	伴走船A	伴走船B	伴走船C
船名	船名を入力してください	船名を入力してください	船名を入力してください
船舶番号	XXX-XXXXX	XXX-XXXXX	XXX-XXXXX
認定番号	認定番号を入力してください	認定番号を入力してください	認定番号を入力してください
搭載可能人員 (最大搭載人員+要救助者用別枠定員)	人	人	人

伴走船の船舶所有者の記名欄 (伴走船の船舶所有者が本船の船舶所有者と異なる場合)

伴走船Aの船舶所有者	
伴走船Bの船舶所有者	
伴走船Cの船舶所有者	

別表 (伴走船 水温③)

1 本船に搭載している伴走船との通信手段

通信設備の名称及び型式	
-------------	--

2 伴走船の船名、船舶番号、認定番号等

	伴走船A	伴走船B	伴走船C
船名	船名を入力してください	船名を入力してください	船名を入力してください
船舶番号	XXX-XXXXX	XXX-XXXXX	XXX-XXXXX
認定番号	認定番号を入力してください	認定番号を入力してください	認定番号を入力してください
搭載可能人員 (最大搭載人員+要救助者用別枠定員)	人	人	人

伴走船の船舶所有者の記名欄 (伴走船の船舶所有者が本船の船舶所有者と異なる場合)

伴走船Aの船舶所有者	
伴走船Bの船舶所有者	
伴走船Cの船舶所有者	

3/4

修正する場合は、水温①シート、水温②シート、水温③シートに移動し、入力情報を修正してください。
※入力方法は11ページをご確認ください。

申告書のイメージ (4)

別表 (救助船_水温①)

1 本船に搭載している救助船との通信手段

通信設備の名称及び型式	
-------------	--

2 救助船の船名、船舶番号、認定番号等

救助船	
船名	船名を入力してください
船舶番号	XXX-XXXXX
認定番号	認定番号を入力してください
搭載可能人員 (最大搭載人員+要救助者用別認定員)	人

救助船の船舶所有者の記名欄 (救助船の船舶所有者が本船の船舶所有者と異なる場合)

救助船の船舶所有者	
-----------	--

別表 (救助船_水温②)

1 本船に搭載している救助船との通信手段

通信設備の名称及び型式	
-------------	--

2 救助船の船名、船舶番号、認定番号等

救助船	
船名	船名を入力してください
船舶番号	XXX-XXXXX
認定番号	認定番号を入力してください
搭載可能人員 (最大搭載人員+要救助者用別認定員)	人

救助船の船舶所有者の記名欄 (救助船の船舶所有者が本船の船舶所有者と異なる場合)

救助船の船舶所有者	
-----------	--

別表 (救助船_水温③)

1 本船に搭載している救助船との通信手段

通信設備の名称及び型式	
-------------	--

2 救助船の船名、船舶番号、認定番号等

救助船	
船名	船名を入力してください
船舶番号	XXX-XXXXX
認定番号	認定番号を入力してください
搭載可能人員 (最大搭載人員+要救助者用別認定員)	人

救助船の船舶所有者の記名欄 (救助船の船舶所有者が本船の船舶所有者と異なる場合)

救助船の船舶所有者	
-----------	--

修正する場合は、水温①シート、水温②シート、水温③シートに移動し、入力情報を修正してください。
※入力方法は12ページをご確認ください。

(参考1) 申告書に記載される申告内容

この表に記載の「申告書に記載される申告内容」は、

- ・ **緑字**は6ページの①、②で入力した情報
- ・ **青字**は6ページの③、7ページの②で入力した情報
- ・ **赤字**は6ページの④で入力した情報（旅客定員が13人以上か、12人未満か）
- ・ **紫字**は14ページの③で入力した情報

に応じ変化します。

No.	選択した特例	申告書に記載される申告内容
1	特例①	本船（船名、船舶番号） は、 水域番号（航行区域） を航行する際、当該水域のうち救命いかだ等の搭載が必要となる区域では 旅客を搭載して航行しない 。
2	特例②	本船（船名、船舶番号） は、 水域番号（航行区域） （水温20℃以上となる水域を除く）を航行する際、別表（伴走船）に掲げる船舶（以下「伴走船」という。）と共に航行する。 遵守事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3隻以内の伴走船と共に航行すること ・ 伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載（救助）できるようにすること ・ 伴走船が、出航から帰港まで本船を常に視認でき、かつ、万が一乗客が水中待機した場合であっても早急に救助できる位置を航行すること ・ 伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること （なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航前にその旨を説明し理解を得ること）
3	特例③	本船（船名、船舶番号） は、 水域番号（航行区域） （水温20℃以上となる水域を除く）を航行する際、別表（救助船）に掲げる船舶（以下「救助船」という。）を配備する。 遵守事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本船の航路が、救助船の航行区域内であること ・ 救助船は、本船が航行する間、本船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機していること ・ 救助船には、救助時に旅客の搭載しないこと ・ 救助船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること
4	特例④ ※水温①、水温②では、No.4ではなくNo.20の申告内容が申告書に記載される。	本船（船名、船舶番号） は、 水域番号（航行区域） を航行する、水密全通甲板（又は不沈性及び安定性）を有する船舶である。
5	特例⑤	本船（船名、船舶番号） は、 水域番号（航行区域） （水温20℃

	※水温①、水温②では、No.5ではなくNo.13の申告内容が申告書に記載される。	以上となる水域を除く))を航行する際、 母港 からの航行距離が5海里以内の範囲内のみ航行する。
6	特例①、特例②、特例③	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域)を航行する際、下記1.又は2.に記載のいずれの安全対策を講じない場合、当該水域のうち救命いかだ等の搭載が必要となる区域では旅客を搭載して航行しない。</p> <p>1. 別表(伴走船)に掲げる船舶(以下「伴走船」という。)と共に航行する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3隻以内の伴走船と共に航行すること ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載(救助)できるようにすること ・伴走船が、出航から帰港まで本船を常に視認でき、かつ、万が一乗客が水中待機した場合であっても早急に救助できる位置を航行すること ・伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること (なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航前にその旨を説明し理解を得ること) <p>2. 別表(救助船)に掲げる船舶(以下「救助船」という。)を配備する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本船の航路が、救助船の航行区域内であること ・救助船は、本船が航行する間、本船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機していること ・救助船には、救助時に旅客の搭載しないこと ・救助船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること
7	特例②、特例③	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域)(水温20℃以上となる水域を除く))を航行する際、下記1.又は2.に記載のいずれかの安全対策を講じる。</p> <p>1. 別表(伴走船)に掲げる船舶(以下「伴走船」という。)と共に航行する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3隻以内の伴走船と共に航行すること ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載(救助)できるようにすること ・伴走船が、出航から帰港まで本船を常に視認でき、かつ、万が一乗客が水中待機した場合であっても早急に救助できる位置を航行すること

		<ul style="list-style-type: none"> ・伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること (なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航前にその旨を説明し理解を得ること) <p>2. 別表(救助船)に掲げる船舶(以下「救助船」という。)を配備する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本船の航路が、救助船の航行区域内であること ・救助船は、本船が航行する間、本船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機していること ・救助船には、救助時に旅客の搭載しないこと ・救助船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること
8	特例①、特例③	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域)を航行する際、下記1.の安全対策を講じない場合、当該水域のうち救命いかだ等の搭載が必要となる区域では旅客を搭載して航行しない。</p> <p>1. 別表(救助船)に掲げる船舶(以下「救助船」という。)を配備する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本船の航路が、救助船の航行区域内であること ・救助船は、本船が航行する間、本船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機していること ・救助船には、救助時に旅客の搭載しないこと ・救助船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること
9	特例①、特例②	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域)を航行する際、下記1.の安全対策を講じない場合、当該水域のうち救命いかだ等の搭載が必要となる区域では旅客を搭載して航行しない。</p> <p>1. 別表(伴走船)に掲げる船舶(以下「伴走船」という。)と共に航行する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3隻以内の伴走船と共に航行すること ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載(救助)できるようにすること ・伴走船が、出航から帰港まで本船を常に視認でき、かつ、万が一乗客が水中待機した場合であっても早急に救助できる位置を航行すること ・伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること (なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長

		はその者に対し、発航前にその旨を説明し理解を得ること)
10	特例①、特例②、特例③、特例⑤	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域)(水温15°C以上であって母港から5海里以内の水域を除く))を航行する際、下記1.又は2.に記載のいずれの安全対策を講じない場合、当該水域のうち救命いかだ等の搭載が必要となる区域では旅客を搭載して航行しない。</p> <p>1.別表(伴走船)に掲げる船舶(以下「伴走船」という。)と共に航行する。 遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3隻以内の伴走船と共に航行すること ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載(救助)できるようにすること ・伴走船が、出航から帰港まで本船を常に視認でき、かつ、万が一乗客が水中待機した場合であっても早急に救助できる位置を航行すること ・伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること (なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航前にその旨を説明し理解を得ること) <p>2.別表(救助船)に掲げる船舶(以下「救助船」という。)を配備する。 遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本船の航路が、救助船の航行区域内であること ・救助船は、本船が航行する間、本船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機していること ・救助船には、救助時に旅客の搭載しないこと ・救助船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること
11	特例②、特例③、特例⑤	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域)(水温15°C以上であって母港から5海里以内の水域と水温20°C以上となる水域を除く))を航行する際、下記1.又は2.に記載のいずれかの安全対策を講じる。</p> <p>1.別表(伴走船)に掲げる船舶(以下「伴走船」という。)と共に航行する。 遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3隻以内の伴走船と共に航行すること ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載(救助)できるようにすること ・伴走船が、出航から帰港まで本船を常に視認でき、かつ、万が一乗客が水中待機した場合であっても早急に救助できる位置を航行すること ・伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗

		<p>船すること (なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航前にその旨を説明し理解を得ること)</p> <p>2. 別表(救助船)に掲げる船舶(以下「救助船」という。)を配備する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本船の航路が、救助船の航行区域内であること ・救助船は、本船が航行する間、本船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機していること ・救助船には、救助時に旅客の搭載しないこと ・救助船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること
12	特例①、特例③、特例⑤	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域(水温15°C以上であって母港から5海里以内の水域を除く))を航行する際、下記1.の安全対策を講じない場合、当該水域のうち救命いかだ等の搭載が必要となる区域では旅客を搭載して航行しない。</p> <p>1. 別表(救助船)に掲げる船舶(以下「救助船」という。)を配備する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本船の航路が、救助船の航行区域内であること ・救助船は、本船が航行する間、本船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機していること ・救助船には、救助時に旅客の搭載しないこと ・救助船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること
13	特例①、特例⑤	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域(水温15°C以上であって母港から5海里以内の水域を除く))を航行する際、当該水域のうち救命いかだ等の搭載が必要となる区域では旅客を搭載して航行しない。</p>
14	特例③、特例⑤	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域(水温15°C以上であって母港から5海里以内の水域と水温20°C以上となる水域を除く))を航行する際、別表(救助船)に掲げる船舶(以下「救助船」という。)を配備する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本船の航路が、救助船の航行区域内であること ・救助船は、本船が航行する間、本船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機していること ・救助船には、救助時に旅客の搭載しないこと ・救助船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること
15	特例①、特例②、特例⑤	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域(水温15°C以上であって母港から5海里以内の水域を除く))を航行</p>

		<p>する際、下記1.の安全対策を講じない場合、当該水域のうち救命いかだ等の搭載が必要となる区域では旅客を搭載して航行しない。</p> <p>1. 別表(伴走船)に掲げる船舶(以下「伴走船」という。)と共に航行する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3隻以内の伴走船と共に航行すること ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載(救助)できるようにすること ・伴走船が、出航から帰港まで本船を常に視認でき、かつ、万が一乗客が水中待機した場合であっても早急に救助できる位置を航行すること ・伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること (なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航前にその旨を説明し理解を得ること)
16	特例②、特例⑤	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域)(水温15°C以上であって母港から5海里以内の水域と水温20°C以上となる水域を除く))を航行する際、別表(伴走船)に掲げる船舶(以下「伴走船」という。)と共に航行する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3隻以内の伴走船と共に航行すること ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載(救助)できるようにすること ・伴走船が、出航から帰港まで本船を常に視認でき、かつ、万が一乗客が水中待機した場合であっても早急に救助できる位置を航行すること ・伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること (なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航前にその旨を説明し理解を得ること)
17	<p>特例①、特例②、特例③、特例④</p> <p>※水温③では、No.17ではなくNo.4の申告内容が申告書に記載される。</p>	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域)(水温15°C以上となる水域を除く))を航行する際、下記1.又は2.に記載のいずれの安全対策を講じない場合、当該水域のうち救命いかだ等の搭載が必要となる区域では旅客を搭載して航行しない。</p> <p>1. 別表(伴走船)に掲げる船舶(以下「伴走船」という。)と共に航行する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3隻以内の伴走船と共に航行すること ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載(救助)できるようにす

		<p>ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伴走船が、出航から帰港まで本船を常に視認でき、かつ、万が一乗客が水中待機した場合であっても早急に救助できる位置を航行すること ・伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること <p>(なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航前にその旨を説明し理解を得ること)</p> <p>2. 別表(救助船)に掲げる船舶(以下「救助船」という。)を配備する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本船の航路が、救助船の航行区域内であること ・救助船は、本船が航行する間、本船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機していること ・救助船には、救助時に旅客の搭載しないこと ・救助船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること
18	<p>特例②、特例③、特例④</p> <p>※水温③では、No.18ではなくNo.4の申告内容が申告書に記載される。</p>	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域(水温15°C以上となる水域を除く))を航行する際、下記1.又は2.に記載のいずれかの安全対策を講じる。</p> <p>1. 別表(伴走船)に掲げる船舶(以下「伴走船」という。)と共に航行する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3隻以内の伴走船と共に航行すること ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載(救助)できるようにすること ・伴走船が、出航から帰港まで本船を常に視認でき、かつ、万が一乗客が水中待機した場合であっても早急に救助できる位置を航行すること ・伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること <p>(なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航前にその旨を説明し理解を得ること)</p> <p>2. 別表(救助船)に掲げる船舶(以下「救助船」という。)を配備する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本船の航路が、救助船の航行区域内であること ・救助船は、本船が航行する間、本船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機していること ・救助船には、救助時に旅客の搭載しないこと ・救助船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗

		船すること
19	特例①、特例③、特例④ ※水温③では、No.19ではなくNo.4の申告内容が申告書に記載される。	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域)(水温15°C以上となる水域を除く))を航行する際、下記1.の安全対策を講じない場合、当該水域のうち救命いかだ等の搭載が必要となる区域では12人を超える旅客を搭載しない。</p> <p>1. 別表(救助船)に掲げる船舶(以下「救助船」という。)を配備する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本船の航路が、救助船の航行区域内であること ・救助船は、本船が航行する間、本船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機していること ・救助船には、救助時に旅客の搭載しないこと ・救助船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること
20	特例①、特例④ ※水温③では、No.20ではなくNo.4の申告内容が申告書に記載される。	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域)のうち水温15°C未満となる水域を航行する際、当該水域のうち救命いかだ等の搭載が必要となる区域では12人を超える旅客を搭載しない。</p>
21	特例③、特例④ ※水温③では、No.21ではなくNo.4の申告内容が申告書に記載される。	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域)(水温15°C以上となる水域を除く))を航行する際、別表(救助船)に掲げる船舶(以下「救助船」という。)を配備する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本船の航路が、救助船の航行区域内であること ・救助船は、本船が航行する間、本船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機していること ・救助船には、救助時に旅客の搭載しないこと ・救助船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること
22	特例①、特例②、特例④ ※水温③では、No.22ではなくNo.4の申告内容が申告書に記載される。	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域)(水温15°C以上となる水域を除く))を航行する際、下記1.の安全対策を講じない場合、当該水域のうち救命いかだ等の搭載が必要となる区域では12人を超える旅客を搭載しない。</p> <p>1. 別表(伴走船)に掲げる船舶(以下「伴走船」という。)と共に航行する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3隻以内の伴走船と共に航行すること ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載(救助)できるようにすること ・伴走船が、出航から帰港まで本船を常に視認でき、かつ、

		<p>万が一乗客が水中待機した場合であっても早急に救助できる位置を航行すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること <p>(なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航前にその旨を説明し理解を得ること)</p>
23	<p>特例②、特例④ ※水温③では、No.23ではなくNo.4の申告内容が申告書に記載される。</p>	<p>本船(船名、船舶番号)は、水域番号(航行区域)(水温15°C以上となる水域を除く)を航行する際、別表(伴走船)に掲げる船舶(以下「伴走船」という。)と共に航行する。</p> <p>遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3隻以内の伴走船と共に航行すること ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えなく、本船の搭載人員分を搭載(救助)できるようにすること ・伴走船が、出航から帰港まで本船を常に視認でき、かつ、万が一乗客が水中待機した場合であっても早急に救助できる位置を航行すること ・伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること <p>(なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航前にその旨を説明し理解を得ること)</p>

(参考2) 4隻以上の伴走船・2隻以上の救助船の記入様式

本ツールでは、伴走船は3隻、救助船は1隻まで入力することができますが、4隻以上の伴走船、2隻以上の救助船を登録する場合には、以下の URL から様式をダウンロードし、その様式に該当する船舶の情報を入力し、船舶検査等の際に申告書と一緒に提出してください。

(参考3) 2か所以上の母港の記入様式

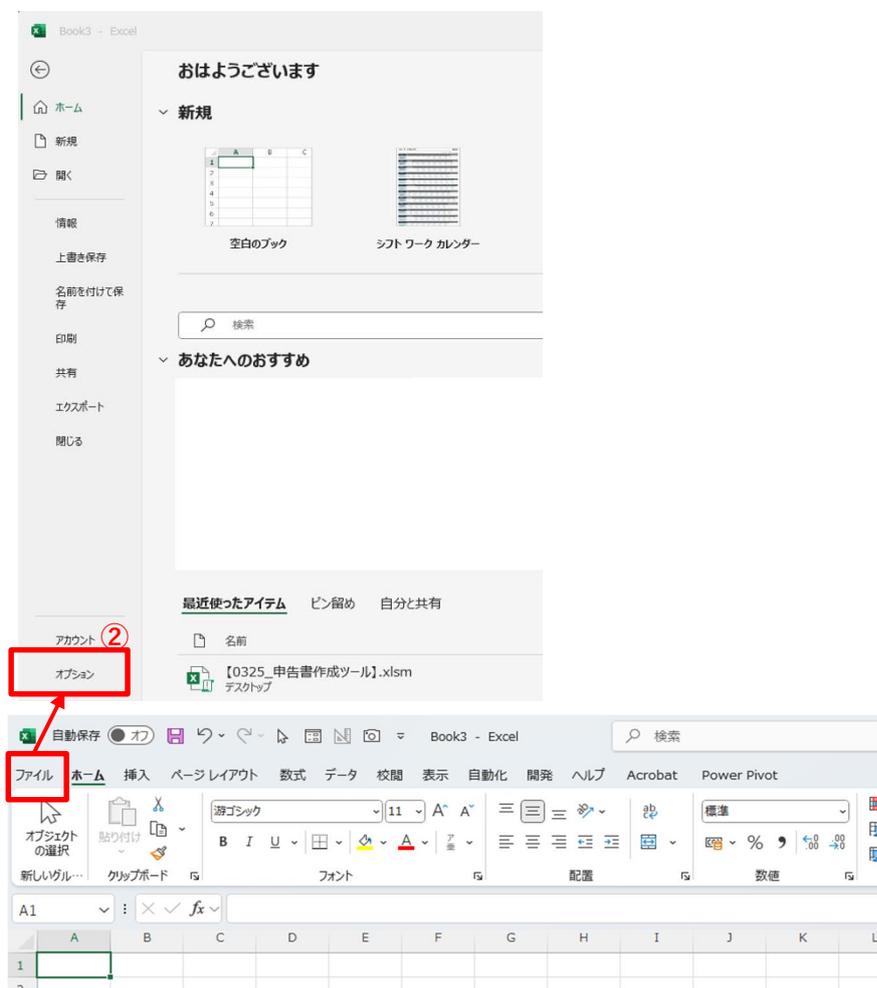
本ツールでは、母港を1か所まで入力することができますが、2か所以上の母港を登録する場合には、以下の URL から様式をダウンロードし、その様式に該当する母港の情報を入力し、船舶検査等の際に申告書と一緒に提出してください。

(補記) 特例②実行時にツールが動作しない場合

申告書作成ファイルの保存先を「信頼する場所」へ登録します。

- ① パソコンの「ドキュメント」内へ、申告書作成ツールを保存する「フォルダ」を作成します。 ※場所は任意です。
例) C:¥tmp¥申告書作成ツール
- ② Excel を起動して、画面左のメニューから「オプション」をクリックします。
※申告書作成ツールを挙げる必要はございません。

(操作イメージ)



※シート表示画面の場合は、画面上のメニューから、「ファイル > オプション」をクリックします。

- ③ 「Excel のオプション」が表示されたら、「トラスト センター」、「トラスト センターの設定」の順にクリックします。
 - ④ 「トラスト センター」の「信頼できる場所」、「新しい場所の追加」の順にクリックします。
 - ⑤ 「参照」をクリックして、①で追加したフォルダを選択し、「この場所のサブフォルダーも信頼する」へチェックを入れて、[OK]をクリックします。
 - ⑥ 解凍後の申告書作成ツールを、「信頼できる場所」へ設定したフォルダへ移動します。
- ※登録後にフォルダ名を変更したり、申告書作成ツールを他の場所へ移動したりすると、ブロックされますので、ご注意ください。再度、「信頼する場所」への登録（変更）が必要になります。

(操作イメージ)

Excel のオプション

全般
数式
データ
文章校正
保存
言語
アクセシビリティ
詳細設定
リボンのユーザー設定
クイック アクセス ツール バー
アドイン
トラスト センター ③

ドキュメントを安全に守り、コンピューターを正常で安全な状態に保ちます。

セキュリティと詳細情報

Office.com にアクセスして、プライバシー保護とセキュリティに関する詳細をご確認ください。

[Microsoft トラスト センター](#)

Microsoft Excel トラスト センター

トラスト センターではセキュリティとプライバシーに関する設定を行います。この設定により、コンピューターを保護することができます。この設定は変更しないことをお勧めします。

③ [トラスト センターの設定\(T\)...](#)

OK キャンセル

トラスト センター

信頼できる発行元

信頼できる場所

信頼済みドキュメント
信頼できるアドイン カタログ
アドイン
ActiveX の設定
マクロの設定
保護ビュー
メッセージ バー
外部コンテンツ
ファイル制限機能の設定
プライバシー オプション
フォームベースのサインイン

信頼できる場所

警告: これらの場所はすべて、ファイルを開くのに安全な場所であると見なされます。場所を変更または追加する場合は、その場所が安全であることを確認してください。

パス	説明	更新日
ユーザー指定の場所		
C:\Program Files\Microsoft Office\root\Templates\	Excel の既定の場所: アプリケーション テンプレート	
C:\Users\ishigaki\AppData\Roaming\Microsoft\Excel	Excel の既定の場所: ユーザー スタートアップ	
C:\Program Files\Microsoft Office\root\Office16\XLST	Excel の既定の場所: Excel スタートアップ	
C:\Users\ishigaki\AppData\Roaming\Microsoft\Temp	Excel の既定の場所: ユーザー テンプレート	
C:\Program Files\Microsoft Office\root\Office16\STAR	Excel の既定の場所: Office スタートアップ	
C:\Program Files\Microsoft Office\root\Office16\Libra	Excel の既定の場所: アドイン	
ポリシーによって設定された場所		
パス(D):	C:\Program Files\Microsoft Office\root\Templates\	
説明(D):	Excel の既定の場所: アプリケーション テンプレート	
更新日:	サブフォルダー: 許可	

④ [新しい場所の追加\(A\)...](#) [削除\(R\)](#) [変更\(M\)...](#)

自分のネットワーク上にある信頼できる場所を許可する (推奨しません)(W)

すべての信頼できる場所を無効にする(D)

OK キャンセル

(操作イメージ)

Microsoft Office の信頼できる場所 ? X

警告: この場所は、ファイルを開くのに安全な場所であると見なされます。場所を変更または追加する場合は、その場所が安全であることを確認してください。

パス(P):

C:\tmp\申告書作成ツール ⑤

参照(B)...

この場所のサブフォルダーも信頼する(S) ⑤

説明(D):

作成日時: 2025/03/26 9:33

OK キャンセル

お問い合わせ先

申告内容のご相談については、最寄りの検査機関へお問い合わせください。

なお、本エクセルについて、マクロが起動しない場合はご自身のパソコンの設定を改めてご確認ください。

以上